

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇訓令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◇告示 昭和四十四年三月鳥取県告示第二百九号の一部改正
- ◇代表監査委員訓令 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十七号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の二の1を削り、同表の二の2中「学校保健法」の下に「（昭和三十三年法律第五十六号）」を加え、「三十二円」を「三十九円」に、「三十九円」を「四十六円」に改め、同表の二中2を1とし、3を2とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三号その一を次のように改める。

様式第二号その二中

売りさばき手 数料相当額	円	差引収入とな る額	円

及び備考の4を削る。

考の2中「(田又は森)」「を」「(森又は野)」に改め、同様式の備考の4を削る。

様式第二号その一中

売りさばき手 数料相当額	円	差引収入とな る額	円

を削り、同様式の備

様式第3号その1 (B列5号)

証 紙 収 入 状 況 報 告 書

(年度第 ・ 4 半期分)

科 目					収 入 状 況					備 考
款	項	目	節	細節	前4半期分	今 4 半 期 分			累 計	
					までの累計	月	月	月		
					円	円	円	円	円	円

上記のとおり報告します。

年 月 日

廨 長 氏 名 印

課 長 殿

様式第三号その二の備考を削る。

様式第四号中

節

を

節	細 節

に改め、

備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十九年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

合に限る。

を

職名変更（昇任及び降任以外の方法で同種と認められる職を命ずる場合）

……を命ずる

に改め、同表の第一の12中

……により……年……月……日まで

を

……のため……年……月……日まで

に改

別表の第一中

及び非常勤務職員

を削り、同表の第一の8中

職名変更（昇任及び降任以外の方法で同種と認められる職員の種類又は職を命ずる場合）

鳥取県……に任命する
……を命ずる

○職員の種類を異動させる場

別表の第二及び第三を次のように改める。

め、
同表の第一の29中

(イ)

……へ研修生として……年
……月……日まで派遣する

○辞令書等のその他欄に記載する。
(イ)研修機関の名称とする。

を

(イ)

……のため……年……月…
…日まで派遣する

○辞令書等のその他欄に記載する。
(イ)研修の名称とする。

に
改める。

第二 一般職の職員（臨時的任用職員に限る。）の場合

1 採用

臨時任用職員^(イ)（……）に任命する

日給……円を給する

……勤務を命ずる
(ロ)
……を命ずる

任用期間は……年……月……日までとする

2 期間更新（任用期間を更新する場合）

……年……月……日まで任用期間を更新する

○ 辞令書等の種類欄に記載する。

(イ) 職名又は職種名とする。

○ 辞令書等の給料欄に記載する。

○ 採用前提の臨時任用職員（臨時任用職員のうち、職員の採用試験に合格し又は選考による採用が決定している職員をいう。）の場合には「……職……等級……号給相当額を給する」とする。

○ 辞令書等の所属部課所欄に記載する。

○ 採用前提の臨時任用職員の場合に限る。

○ 辞令書等の職欄に記載する。

(ロ) 職名とする。

○ 辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄（採用前提の臨時任用職員の場合には、その他欄）に記載する。

○ 辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄（採用前提の臨時任用職員の場合には、その他欄）に記載する。

任用期間満了後は更新しない

3 辞職

辞職を承認する

4 給与改定 (給与の額を変更する場合)

日給……円を給する

5 その他

第一の例による

第三 特別職の職員 (副知事、出納長、監査委員、委員会の委員及び附属機関の委員に限る。) の場合

1 任令

(イ) ……に任命する

報酬月額 (給料月額) ……円を給する

任期は……年……月……日までとする

載する。

○ 辞令書等の種類欄に記載する。

○ 採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員の場合に限る。

○ 辞令書等の給料欄に記載する。

(イ) 職名とする。(常勤の場合には「……(常勤)」とする。)

○ 常勤の監査委員及び常勤の人事委員会の委員の場合には「行政職……等級……号給相当額を給する」とする。

2 解職 (職員の意思によらないで退職させる場合)

(イ) ……を解く

3 辞職

辞職を承認する

4 給与改定

報酬月額 (給料月額) ……円を給する

(イ) 職名とする。

中
〔職員の意味によらないで退職させる場合〕

を削り、同表の第四の4中

第四 特別職の職員（非常勤）の場合

別表の第四中

○執行機関の委員会の委員、執行機関の委員及び附属機関の委員については、第三の例による。

〔職員の意味によつて退職させる場合〕

を削る。

第四 特別職の職員（第三に掲げる職員を除く。）

を

に改め、同表の第四の3

に、

種類
(職)

を

種類

に改め、同様式の(イ)中

特別職の職員用

を

その他の職員用

に

第一号様式の(イ)中

一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）用

を

一般職の職員（採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員を除く。）用

に改め、同様式の(ロ)中

臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員用

を

臨時的任用職員（採用前提の臨時的任用職員を除く。）用

第三号様式の(イ)中

(現職)

を

一般職の職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。)用

を

一般職の職員(採用前提の臨時的任用職員以外の臨時的任用職員を除く。)用

職員 コード	
(現職)	

に改める。

に改め、同様式の(ロ)中

臨時的任用職員及び一般職の非常勤職員用

を

この訓令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則

その他の職員用

に、

(現職)

を

職員 コード	
(現職)	

に改める。

臨時的任用職員(採用前提の臨時的任用職員を除く。)用

に、

種 類
(職)

を

種 類

に改め、同様式の(ハ)中

特別職の職員用

を

告 示

鳥取県告示第二百八十一号

昭和四十四年三月鳥取県告示第二百九号(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正する。

昭和四十九年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

六の1の(一)中「四十円」を「六十二円」に改める。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第二号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十九年四月一日

鳥取県代表監査委員 竹 内 勉

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程(昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「監査主任」の下に「主任」を加える。

第五条第六号中「主事」を「主任、主事」に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(郵送料を含む)】